

地域共生型小水力発電と 事業者規律

2022年10月 全国小水力利用推進協議会

地域共生型小水力発電所の事例

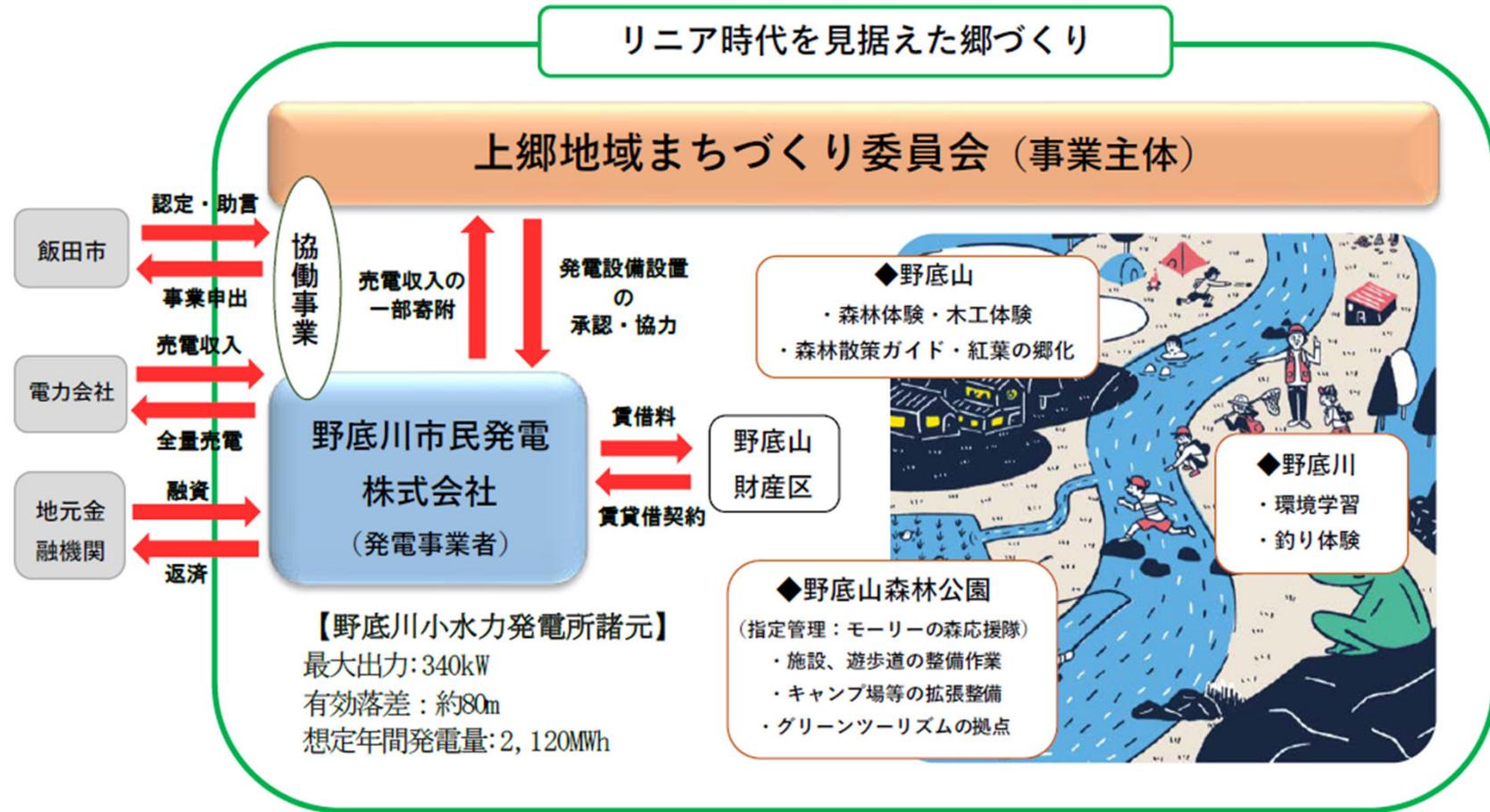
水資源は地域にとって最も重要な資源であり、住民主導、地元関係者主導、外部との協働で、地域に密着した事例が次々に生まれてきている。

紹介事例

- ①野底川小水力発電所（長野県飯田市、野底川市民発電株式会社）
- ②石徹白番場清流発電所（岐阜県郡上市、石徹白^{いとしろ}農業用水農業協同組合）
- ③馬野川発電所（三重県伊賀市、みえ里山エネルギー株式会社）
- ④泊野川水力発電所（鹿児島県さつま町、みずいろ電力株式会社）
- ⑤新曾木発電所（鹿児島県伊佐市、株式会社工営エナジー）

野底川小水力発電所（長野県飯田市）

2022年3月、長野県飯田市の「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」に基づく事業（第22号）として認定。



地域理解を高める活動

- 発電所の建設地の自治組織（まちづくり委員会）の役員会など地域のキープレイヤーへの定期的な相談・ご報告。
- 小水力発電の仕組みや意義、及び、かつて地域で電気事業を営んでいた歴史を振り返る講演会の実施、近隣の小水力発電所の視察ツアーの実施※。



※「経済産業省：水力発電の導入促進のための事業費補助金（地域理解促進等関連事業）」の助成を受けて実施

100世帯の集落で、ほぼ全戸出資による農協を新たに設立

住民が農協設立、売電へ



農業用水を使った小水力発電所。住民らが農協を設立し、新たな集落の中心へ。郡上市白鳥町石徹白

住民が農業協同組合を設立し、小水力発電に取り組み。そんなユニークな取り組みが今月、郡上市白鳥町石徹白で始まった。農業用水に小水力発電所を整備し、電気を売った収益を農産物の加工や集落の維持活動に使う。農林水産省の担当者は「極めて珍しい。全国のリーディングケースになる可能性もある」と評価しており、新たな取り組みとして注目を集めそうだ。

【関連記事31面に】

収益で農産物加工や開発

農水省などによると、発電に取り組み農協の新設は戦後の一時期に中国地方であったが、再生可能エネルギーへの関心が高まった東日本大震災後は全国で初めてとみられる。小水力発電事業の主体となる石徹白農業用水農業協同組合（上村源信組合長）は県の認可を受け、今年1日設立された。農業用水の維持管理を主目的とする。組合員は住民ら91人。石徹白川支流の朝日添川から取水した農業用水に最大91誌の発電能力を持つ小水力発電所を建設する。2016年度の発電開始を目指す。事業費は2億4千万円。県が55%、郡上市が20%補助。残る25%（6千万円）を石徹白農協が負担する。日本政策金融公庫から4千万円の融資を受ける予定で、残り住民らで用意した。売電収益のうち、維持管理費や積立金を引いた200万円が毎年手元に残る計算だ。

この金を地域の振興事業に使う。農業の6次産業化を進めるため農産物の加工や新商品の開発、耕作放棄地での農業、除雪や草刈りなど地域の維持活動に充てる。県の制度変更で売電収益の使い道が広がり、可能になった。

石徹白農協はJAのような総合農協とは異なり、畜産や園芸など特定分野のみを対象とした専門農協の一つ。専門農協の新設は1996年以来、県内12番目。

石徹白では住民団体が小水力発電に取り組み、自治会が地域を維持するための手段として小水力発電と農協設立を検討してきた。農水省の担当者は「農協は地域密着の組織で、地域に売電収益も還元できる。石徹白を参考に、地域密着型の取り組みが全国で進むことを期待したい」と話した。

（馬田泰州）

石徹白発電で農村維持

2014年
(平成26年)
4月16日
水曜日
発行所
岐阜新聞社
岐阜市今小町10番地
〒500-8577(専用番号)
電話058-264-1151(代)
©岐阜新聞社 2014

I LOVE GIFU

創刊 明治14年

岐阜新聞

記事のお問い合わせは
058-264-5500
(平日の9時から17時まで)
岐阜新聞購読
お申し込みは
0120-14-7234

LACON
Work-life-balance
育児と仕事と

はるまゆ
ヒライ労働コンサルタント
http://www.lacon.co.jp

岐阜新聞
電子版

お申し込みは
こちらから
denshi.gifu-np.co.jp

きょうの紙面

総合 ■ STAP晴れぬ疑問 ③
経済 ■ 海外進出支援に注力 ⑥
県内 ■ 羔小生物の繁殖確認 ⑦

3. 石徹白の地域づくりの歩みと子育て世代の1ターン者数

②石徹白番場清流発電所

	運営の考え方		地域おこし協力隊		関連する事業	子育て世代1ターン者数
2007年	秋:協議会設立 (県・まちづくり支援チーム+市・企画課)				マイクロ水力発電事業開始	
2008年	↓ 3部会制					1世帯3名
2009年	春:石徹白ビジョン策定 夏:事務局、地元へ移管				公式HP制作委員会 設立 くくりひめカフェ 設立	
2010年	毎年1つテーマを決めて それについて重点的に 取り組む	特産品開発				
2011年			伊豆原			2世帯5名
2012年		山村留学の検討 ⇒子育て移住の推進	伊豆原		石徹白ふるさと食品加工組合設立	
2013年			廣中			1世帯3名
2014年	部会制に移行。		加藤		石徹白農業用水農業協同組合設立	2世帯2名
2015年	ツーリズム部会設立		加藤	近藤	石徹白清流発電所稼働開始	3世帯4名
2016年	ITOSHIRO OUTDOOR FESTIVAL 開始		河田	近藤	石徹白番場清流発電所稼働開始 サロンカー試験運行開始 いとしろカレッジ開講	1世帯3名
2017年	白山古道再生プロジェクト立上げ		-	近藤	集落営農開始	
2018年	古道再生(宮の尾 神社～初河谷) 市長とのふれあい座談会 開催		-	大西		1世帯4名 + 結婚1名
2019年	古道再生(初河谷～鍋倉平～倉谷)		田中	大西		結婚1名
2020年			田中	大西	フジミ社会貢献活動受入れ開始	1世帯2名
2021年	山村留学募集開始/方言冊子作製		田中	加藤		1世帯2名
2022年	かんじきプロジェクト開始		-	加藤		1世帯4名
					合計	14世帯33名 + 子供15人誕生

「仕事を通じて実現したいこと」のまとめ

③馬野川発電所



生息状況調査



発電卵放流



視察見学者の
受入れ・出前講座



住民自治協議
会への委託事
業を推進

- 再エネの普及
- 省エネ機器の購入
- 地域活性化/環境啓発

安全で安定した
発電所運営

設備利用率3%向上
年間収益UP

河川環境の保護

発電所周辺の
清掃と景観整備

発電所運営を通じて
豊かな自然環境を保全し
持続可能な地域づくりに
貢献します



エコンスイセン



ワサビ苗

住民自治協議会と
共同で発電所を
めぐるツアー



バイオガス
発電所



風力発電所

みんな電力

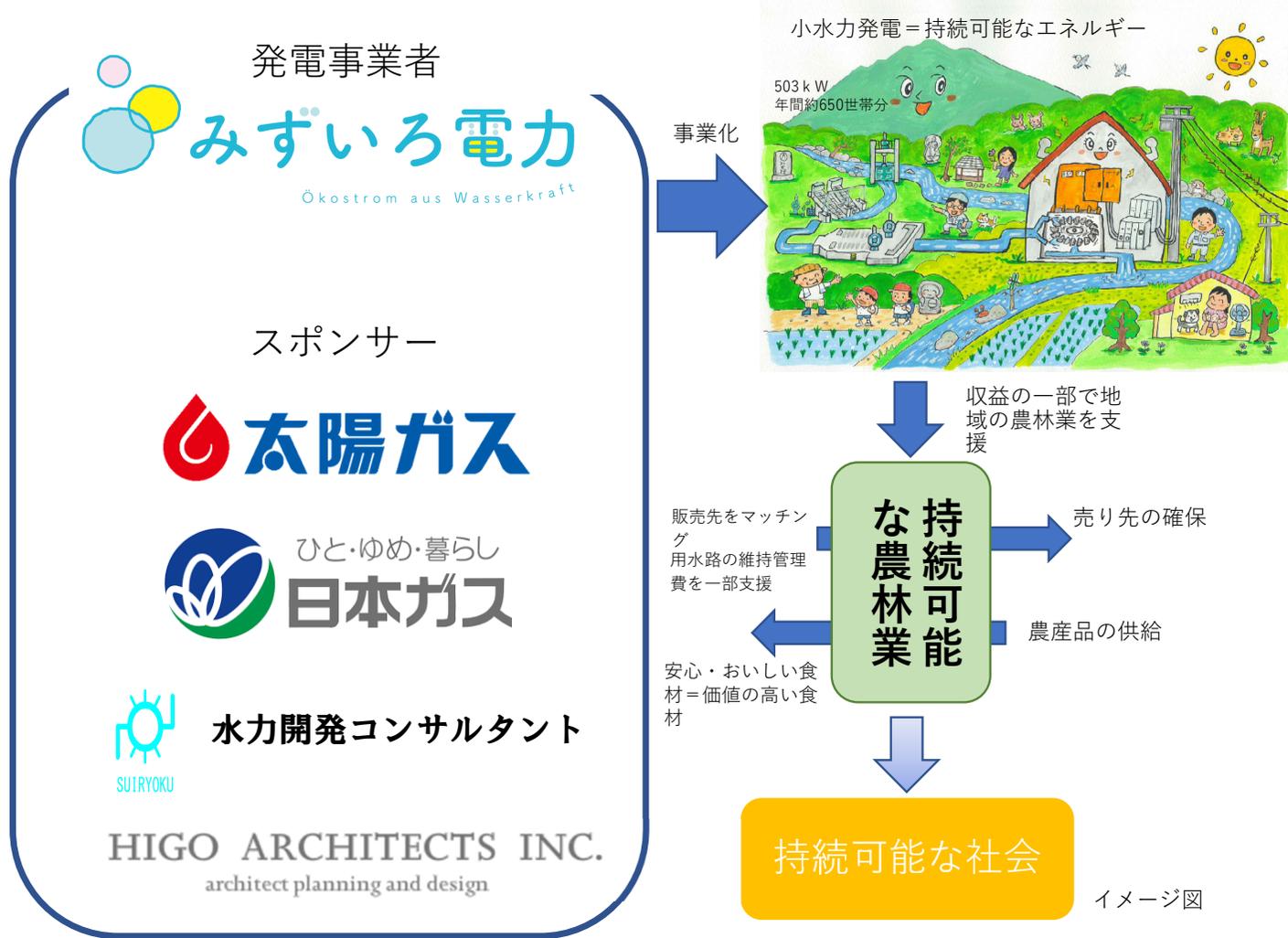
視察・見学者の受入れ・出前講座

③馬野川発電所



持続可能な社会をめざして（エネルギー・食）

～泊野川水力発電所と地域振興イメージ～



⑤新曾木発電所

伊佐市と連携して公園内に建設した発電所で、伊佐市が建設した観光拠点施設内に展示品を整備、発電所電気設備のスケルトン化、放流口見学用ガラスデッキ建設等を行い、学習型観光に貢献している。

観光拠点施設内部



建屋外から装置内まで見学可能



放流口見学用ガラスデッキ



規律強化に対する当協会の考え

- ①違反事例取締には賛成
- ②地域社会や自治体と常時連携していれば早期把握が可能になる
- ③FIT・FIP認定時の予防的措置は現行制度を基本としていただきたい

①法令違反や住民合意無視案件への対応

- 問題が起きれば再エネ全般に悪印象が広がる
⇒対応の強化が必要（ただし予防的措置については後述）
- 水力発電は河川・砂防法等の審査段階で概ねチェックされる
 - －河川・砂防法は許可要件であり、アセス法の意見聴取より厳しい
 - －河川法審査では地域共生に関してもチェックされる
（既存利水者の権利、住民の河川との触れ合い、等）

参考：https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/ryuuryoukentou/tebiki.pdf
- 自治体と国の連携強化が重要
（次スライド参照）

②地域社会や自治体と事業者の常時連携

- 紹介した事例における連携内容
 - まちづくり委員会との共同事業、住民自身の出資、住民自治協議会との共同事業、学習型観光施設としての運営、収益を活かして地域経済貢献。
- 早期把握・速やかな対応措置の蓋然性
 - 上記のような日常活動が行われていれば、そもそも法令・条例等の違反が起こりにくくなり、万一問題が生じたときでも早期把握や速やかな対応措置が可能になると考えられる。

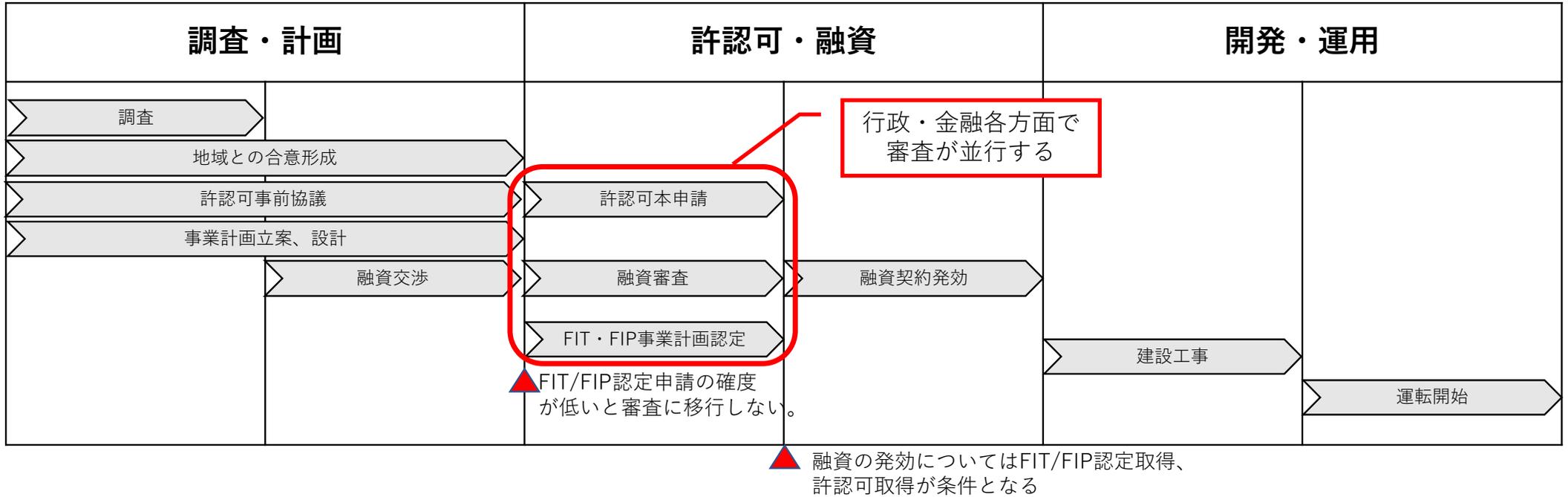
③FIT・FIP認定時の予防的措置について

- 多くの融資交渉において、FIT・FIP認定取得が前提条件となっている
- 融資審査の目処が立たないと、開発許可等の手続が進め難い
- 現状では「180日ルール」※によってこの問題を回避している
 - ⇒FIT・FIPの申請要件が現行以上に強化されると事業化困難なケースが増加するおそれがある

※FIT・FIP申請時には行政協議進行中であることを証する書類を提出し、180日以内に許可を得ることでFIT・FIP認定が有効になる。

※次スライド参照

小水力発電所開発のフロー



現行制度でも、FIT事業計画認定申請時には本来対象許認可の「許可書」の添付が必要だが、融資審査に進めなければ事業者として事業化目途を立てることができない為、実態として下記書類にて代替し、180日ルール適用によりFIT/FIP認定を得ている。

- ・許認可申請書写し（行政受理印入り）
- ・土地権原の証明書（行政発行）

また、小水力発電の対象となる許認可の中には、行政処理期間だけでも180日以上となる許認可があり、FIT/FIP認定取消のリスクとして融資判断される場合もある。FIT/FIP申請要件が現行以上に強化されると事業化困難なケースの増加が予想される。

処理期間が180以上の許認可一例

- 保安林解除申請
処理期間：約2年間
- 河川法水利権許可（準特定水利以上）
処理期間：約6ヶ月（180日）